

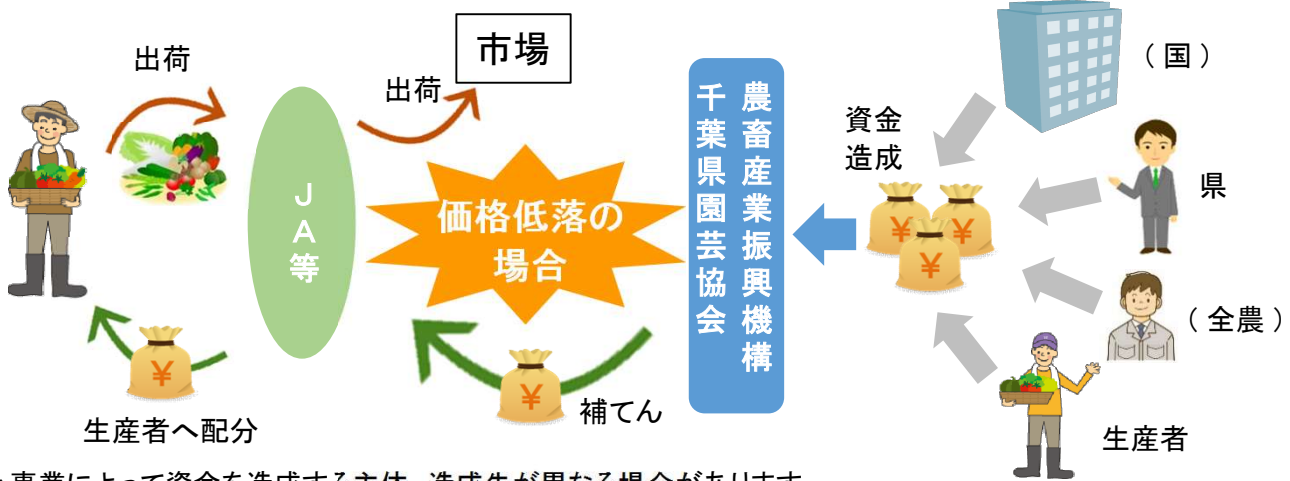
# 野菜価格安定制度について

千葉県園芸協会

## 1 野菜価格安定制度の概要

野菜は、天候の影響を受けやすく、短期間に価格が大きく変動する場合がありますことから、その需給や価格動向は、生産・消費の双方に大きな影響を及ぼします。このような性質を持つ野菜について、計画的な生産を確保するためには、価格の著しい低落が生産者の野菜経営に与える影響を緩和することが重要です。

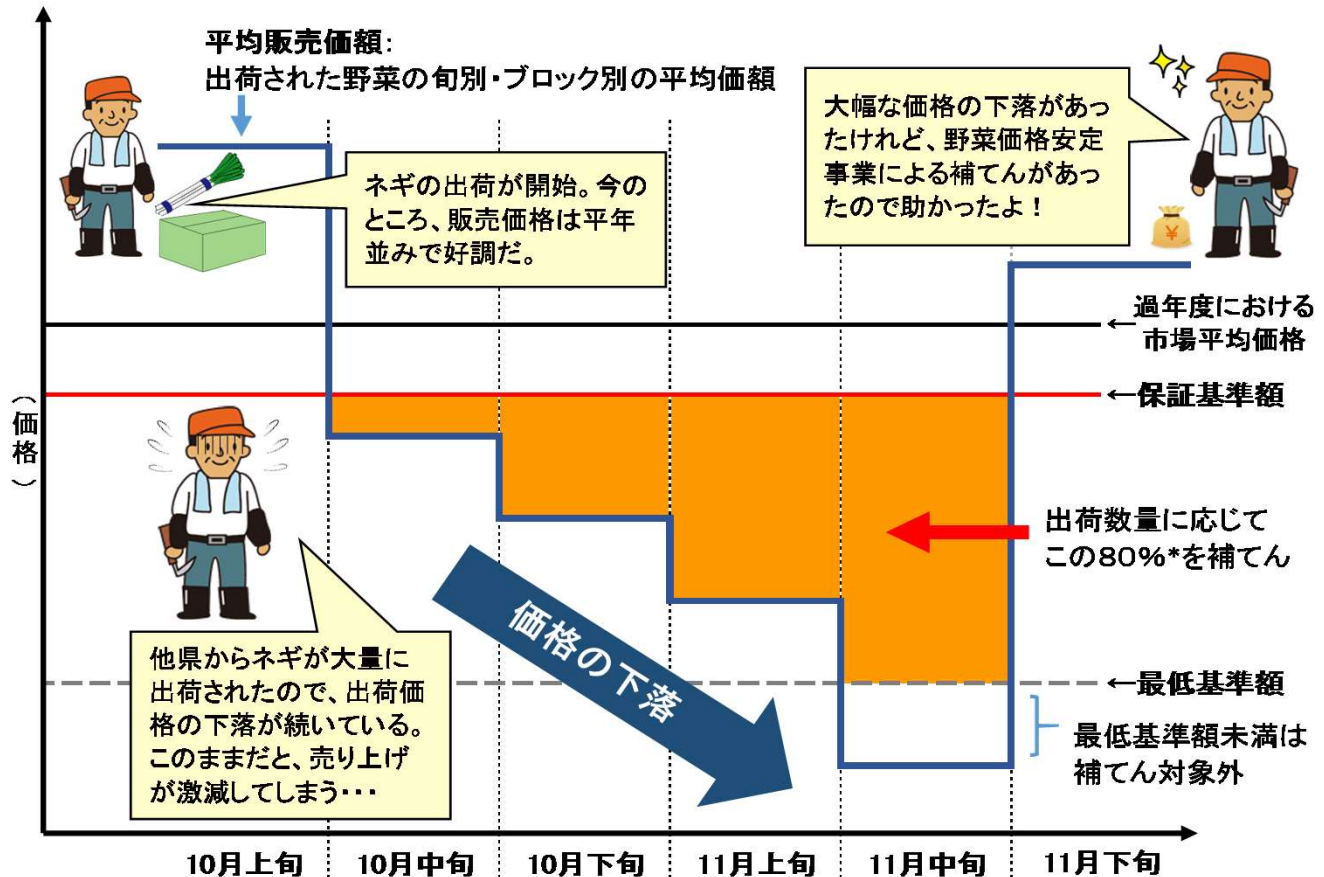
本事業は、県内産地から出荷された野菜の価格が著しく下落した場合に、あらかじめ国・県・全農千葉県本部・生産者等が積み立てておいた資金を交付することにより、生産者の経営安定と産地の育成、消費生活の安定等を図ることを目的としています。



\* 事業によって資金を造成する主体、造成先が異なる場合があります。

## 2 実際のイメージ

～10月から出荷を始めたネギで価格が下落したケース～



\* 事業や要件等によって補てんの割合は異なります。

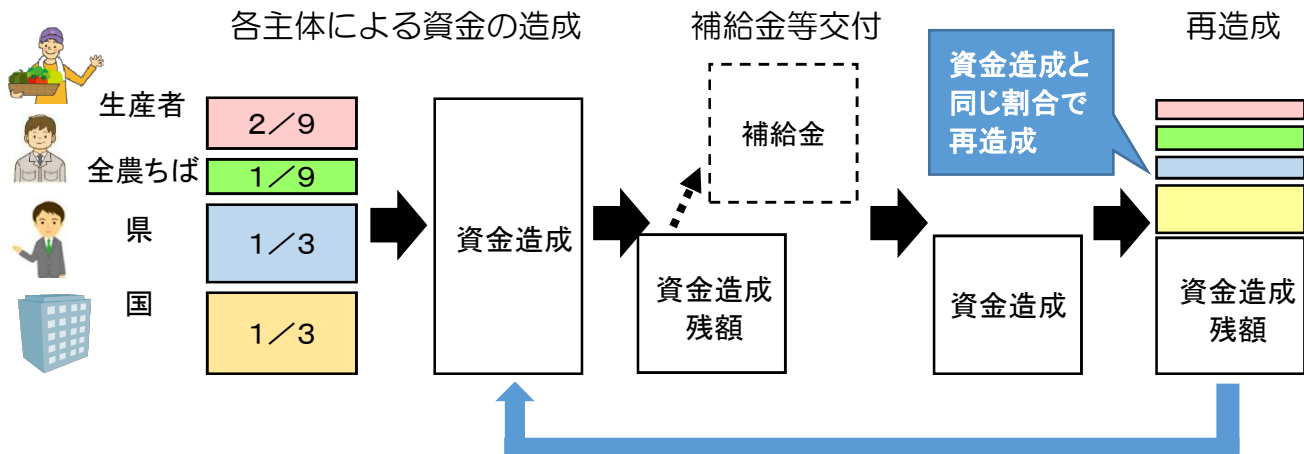
### 3 事業の種類

事業名	対象品目(千葉県)	負担割合	要件(産地)
野菜生産出荷安定事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>■重要野菜 だいこん(秋冬)、キャベツ、たまねぎ</li> <li>■調整野菜 だいこん(春)、にんじん、レタス</li> <li>■一般指定野菜 ねぎ、トマト、きゅうり、さといも、ばれいしょ</li> </ul>	国60%、県20%、生産者20%	<ul style="list-style-type: none"> <li>■面積 ・葉茎菜類、根菜類 20ha ・果菜類(夏秋)12ha ・果菜類(冬春) 8ha</li> <li>■出荷 ・共販等率 2/3超</li> <li>※指定産地の選定が必要</li> </ul>
指定野菜供給産地育成価格差補給事業	春だいこん、夏秋・冬キャベツ、夏秋きゅうり、冬春トマト(ミニトマト)、春夏・冬にんじん、冬レタス	国1/2、県1/4 生産者1/4	<ul style="list-style-type: none"> <li>■面積 ・概ね10ha ・果菜類は5ha</li> <li>■共販等率 ・概ね1/2超</li> </ul>
特定野菜供給産地育成価格差補給事業	そらまめ、にら、ブロッコリー、やまのいも、かぶ ※ブロッコリーは重要特定野菜	国1/3、県1/3 全農1/9 生産者2/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>■面積 ・概ね5ha</li> <li>■共販等率 ・概ね2/3超</li> </ul>
千葉県青果物価格補償事業	レタス、リーフレタス、ねぎ、わけぎ、トマト、ごぼう、きゅうり、キャベツ、だいこん、ほうれんそう、にんじん、サラダ菜	県55%、全農12.5% 生産者32.5%	<ul style="list-style-type: none"> <li>■面積 ・概ね2ha以上</li> <li>■共販等率 ・1/3以上</li> </ul>

\* 上記表は原則的な内容のみ記載しています。実際に検討・実施される場合は各事業の要領や業務方法書等をご確認願います。

### 4 資金造成・交付・再造成のイメージ

～特定野菜供給産地育成価格差補給事業のケース(全農千葉県本部を経由して出荷)～



### 5 お問い合わせ先

- (1) 各事業の制度や予算に関すること  
千葉県農林水産部生産振興課園芸振興室  
TEL:043-223-2872
- (2) 野菜生産出荷安定事業に関すること  
全農千葉県本部園芸部園芸課  
TEL:043-245-7378
- (3) 特定野菜等供給産地育成価格差補給事業・千葉県青果物価格補償事業に関すること  
公益社団法人千葉県園芸協会  
TEL:043-223-3009、3007